

令和8年度（2026年度）第1回豊中市障害者施策推進協議会 第1次

日時 令和8年（2026年）6月22日（月曜日）
午後2時から4時
場所 地域共生センター西館3階大会議室

案件1. 第8期豊中市障害福祉計画・第4期豊中市障害児福祉計画策定について

案件2. その他

＜事前資料＞

資料1-1 『第8期豊中市障害福祉計画・第4期豊中市障害児福祉計画』の策定について

資料1-2 計画策定に向けた業務内容とスケジュール

＜参考資料＞

① 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

改正後 概要

② 第8期障害児福祉計画 成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）

③ 第4期障害児福祉計画 成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）

④ 令和7年度（2025年度）第2回豊中市障害者施策推進協議会会議録

『第 8 期豊中市障害福祉計画・第 4 期豊中市障害児福祉計画』の策定について

1. 計画の根拠と期間

- 第 8 期障害福祉計画：障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画
- 第 4 期障害児福祉計画：児童福祉法第 33 条に基づく市町村障害児福祉計画
- 計画期間：令和 9 年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）まで

2. 計画に係る国・府及び本市の動向

（1）国の動向

- 令和 8 年 3 月 31 日、第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画に係る基本方針を告示
- 7 月上旬、地域差を是正するための要請の発出を予定

I. 基本指針見直しの主な事項（参考資料 2 ページ）

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児支援の提供体制の整備等
 - ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4 つの中核機能の確保を行うよう見直し
 - ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
 - ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
 - ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設
- ⑤ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
 - ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
 - ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
 - ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載
- ⑦ 障害福祉サービスの質の確保等
- ⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- ⑨ 高次脳機能障害者に対する支援
 - ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載
- ⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- ⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用
の要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的
ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

II. 成果目標（参考資料3 ページ）

※ 新規の成果目標が設定された項目には「★」印を付し、新規目標を記載

① 施設入所者の地域生活への移行

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ★

- ・精神病床への 30 日以上の上再入院率:退院後 90 日時点 10.3%以下、退院後 180 日時点
17.4%以下、退院後 365 日時点 25.7%以下
- ・心のサポーター数:令和 15 年度末までに 100 万人以上
- ・K6 により住民のこころの状態を把握

③ 福祉施設から一般就労への移行等 ★

- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和 11 年度の就労選択支援利用者
を 82,000 人以上

④ 障害児支援の提供体制の整備等 ★

- ・4 つの中核機能を確保:各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の
設置:各都道府県・各市町村又は圏域
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保:各市町村又は圏域
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備:各都道府
県（必要に応じて政令市）

⑤ 地域生活支援の充実

⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ★

- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和 11 年度末ま
でに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 ★

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ★

- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新
率（毎年度 1 回）を 100%とする

Ⅲ. 活動指標（参考資料 4 ページ）

※ 新規の活動指標が設定された項目には「★」印を付し、新規指標を記載

- ① 施設入所者の地域生活への移行等 ★
 - ・施設における居室の個室化等の取組状況
 - ・意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ★
 - ・心のサポーター養成研修実施回数
 - ・精神保健福祉相談員講習会等の実施回数
 - ・精神障害者の短期入所の利用者数
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等（都道府県）
- ⑤ 発達障害者等に対する支援
- ⑥ 高次脳機能障害者に対する支援（都道府県）★（※指標自体が新規設定）
 - ・高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数
 - ・高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数
 - ・高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数
 - ・高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数
 - ・高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ⑦ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑧ 相談支援体制の充実・強化等
 - ・都道府県における相談支援の体制整備の取組
- ⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上（都道府県）
 - ・都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数
 - ・指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合
- ⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（２）府の動向

- ５月 11 日（月）12 日（火）、府内自治体向けの説明会を実施
- ５月 29 日（金）、大阪府障害者施策推進協議会において、『大阪府の基本的な考え方』について審議
- ６月下旬、『大阪府の基本的な考え方』提示

（３）本市の動向

- 国・府の計画及び本市の各分野の関連計画、地域差の是正や『大阪府の基本的な考え方』との整合性を確保しつつ、計画を策定
- 現計画中の重点取り組みの状況、昨年度実施した市民アンケート等をふまえ、現状と課題を把握し、次期計画に反映

以上

■計画策定に向けた業務内容とスケジュール

策定業務	主な内容	R8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9年 1月	2月	3月
基礎資料の整理	・国の動向や関連計画の整理、各種データの整理・分析												
施策の進捗状況の把握・総括	・長期計画及び福祉計画に関わる施策の実施状況の把握と整理												
関係団体等への意見聴取	・関係団体等への意見聴取												
課題の総括と重点施策の検討	・計画課題の抽出と今後の方向性の検討、計画骨子案の作成												
サービス見込量等の算出	・サービス見込量、目標数値の算定・推計、府との調整												
計画素案の作成・検討	・協議会等による方向性の確認・検討と施策の具体化												
計画書の最終とりまとめ	・計画素案の最終調整 ・計画図書の印刷・製本												
障害者施策推進協議会(※)	・4回開催予定												
自立支援協議会(※)	・計画策定関連は3回開催予定												
こども審議会(※)	・3回開催予定 ・意見の参考聴取												

※ 協議会・審議会の丸数字は令和8年度中の開催回

※ 開催時期は資料作成時点の予定

・計画の策定について

・計画素案の検討

・計画の策定について(※)
※ 自立支援協議会、こども審議会
・計画骨子案の検討

・計画策定の報告

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後

概要

【参考資料①】

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月31日に告示。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目

標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所

支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） **【新規】**

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】** ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 **【新規】**

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**

(市町村)

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための

生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

■ 第8期障がい福祉計画 成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）

【参考資料②】

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

（1）地域生活に移行する者の数

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 令和11年度末時点で、令和7年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>令和11年度末時点で令和7年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本として</u>、各市町村において目標設定すること。
＜考え方＞ 令和4年度末から令和6年度末の地域生活移行者の水準を踏まえ、令和7年度末の施設入所者と比較した令和11年度末時点での割合を設定。 令和8年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和11年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。	<u>目標値の設定について</u> 施設入所者の重度化・高齢化により地域移行は鈍化している状況にあるものの、計画期間中に大阪府自立支援協議会からの提言を踏まえた取組みや、地域生活支援拠点等の体制整備などにより地域移行の取組みを進めていくことを鑑み、国の目標に準じ設定することとした。 各市町村においては、施設入所者の状況把握に努めるとともに、地域移行にかかる課題に対して必要な取組みを進めること。

(2) 施設入所者数の削減

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 令和11年度末時点で、令和7年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国基準と異なる目標設定であるが、障がい者を支援する家族等の介護者の高齢化や当事者の重度化に伴い、地域全体で障がい者を支える仕組みを構築するため、地域生活を支える相談支援及び意思決定支援の充実やグループホーム等のサービス提供基盤の拡充等に加えて、今後、障がい者支援施設が、地域の貴重な資源として、障がい者の地域生活への移行に向けた集中支援機能や地域で暮らす障がい者や家族の心身状況の急変その他突発的な事情により、緊急に支援が必要な場合の地域支援機能等を担うことを鑑み、その機能を十分に発揮していくために必要な施設入所支援サービスの利用を踏まえ、令和11年度末時点で令和7年度末の施設入所者数の3.1%以上削減することを基本として、各市町村において目標値を設定すること。 目標値の設定について
＜考え方＞ 令和4年度から令和6年度の施設入所者数削減の状況を踏まえ、令和7年度末の施設入所者数と比較した令和11年度末時点での割合を設定。 令和8年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和11年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。	令和7年度末の施設入所者数は、直近の実績から推計した場合4,397人となり、国の次期計画の削減目標5%を準用した場合、大阪府における削減数は219人となる。 大阪府では、これまで地域移行の受け皿となるグループホームや短期入所の整備促進に取り組み、全国に先駆けて地域移行が可能な施設入所者から順次地域移行を進めてきたが、近年、施設入所者の削減数は鈍化傾向にある。 一方で、大阪府障がい者自立支援協議会からの提言をもとに、今後、障がい者支援施設が、「集中支援機能」、「緊急時生活支援機能」を担い、障がい者やその家族等の地域生活の継続のための役割を果たしていくことを踏まえると、有期限の施設利用も含め、一定の施設入所サービスの利用が見込まれる。 このため、今後一定の入所枠として、各施設1名の85人分を確保していくことをめざし、次期計画中の削減数を219人から85人を除いた134人とし、削減率を3.1%と設定した。 各市町村においては、基幹相談支援センターをはじめ、相談支援機関や障がい者支援施設等と連携し、施設入所者の地域移行を進めるとともに、入所希望者等に対して、地域生活の継続や地域移行を前提とした施設入所支援の利用の働きかけや必要な支援を自立支援協議会等において検討するなど、障がい者やその家族が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、支援体制の構築を進めること。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 令和11年度における精神障がい者*の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を319.3日以上とすることを基本とする。 当該目標値の設定時点で精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均が319.3日以上である場合は、当該目標の設定時における平均生活日数以上とすることを基本とする。 ※精神病床への入院後1年以内に退院した者に限る	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>令和11年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を324.0日以上とする。</u>
＜考え方＞ 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから当該整備状況を評価する指標として目標値を設定する。	<u>目標値の設定について</u> 国が算出した値（第152回社会保障審議会障害者部会資料）では、令和5年度の大阪府の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数は324.0日であり、都道府県の中央値である319.3日以上であることから、国の目標設定に準じることとした。

(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満、75歳以上、40歳以上の認知症である者)

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方(案)
<目標> 令和11年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満、<u>75歳以上、40歳以上の認知症である者【新規】</u>)を設定する。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方(案)> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府においては、令和11年6月末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数について、65歳以上、65歳未満、75歳以上、40歳以上の認知症である者のそれぞれの目標値を国の基本指針で示す算定式により設定することとする。 なお、各市町村においては、令和7年6月末時点の実績をもとに、府が算定した数値を下限に目標設定することとし、それぞれの年齢の区別は設けないこととする。
<考え方> 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能となることから、国が提示する推計式を用いて目標値を設定する。	<u>目標値の設定について</u> 大阪府においては、従前より積極的に退院促進を図ってきたことから、前計画においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和元年から令和3年の長期入院患者の減少率が停滞することを踏まえ、府独自に目標値を設定したが、前計画期間の早期に目標を達成することとなった。そのため、次期計画に向けては、さらなる地域移行の推進を図るため、国の動向に合わせて、目標値を設定することとした。

(3) 退院患者の精神病床への30日以上の再入院率（退院後90日時点、180日時点、365日時点）【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）								
<目標> 令和11年度における退院後90日時点の30日以上の再入院率を10.3%以下、退院後180日時点の30日以上の再入院率を17.4%以下、退院後365日時点の30日以上の再入院率を25.7%以下とすることを基本とする。 当該目標値の設定時点で退院患者の30日以上の再入院率が上記より低い場合は、当該目標の設定時における30日以上の再入院率以下とすることを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>令和11年度における退院患者の精神病床への30日以上の再入院率について、次のとおり設定する。</u> <u>退院後90日時点：9.2%以下</u> <u>退院後180日時点：15.4%以下</u> <u>退院後365日時点：23.3%以下</u> <u>目標値の設定について</u> 国が算出した値（第152回社会保障審議会障害者部会資料）では、令和5年度の大阪府の退院患者の精神病床への30日以上の再入院率が都道府県の中央値より低いことから、国の目標設定に準じることとした。								
<考え方> 地域における保健、医療、福祉の連携体制の強化、相談支援体制の構築や障がい福祉サービス等の整備等の地域の基盤が整備されることによって、退院患者の再入院率の改善が可能になることを踏まえて目標値を設定する。	<table border="0"> <tr> <td>大阪府の実績（令和5年度）</td><td>都道府県の中央値（令和5年度）</td></tr> <tr> <td>退院後90日時点：9.2%以下</td><td>退院後90日時点：10.3%以下</td></tr> <tr> <td>退院後180日時点：15.4%以下</td><td>退院後180日時点：17.4%以下</td></tr> <tr> <td>退院後365日時点：23.3%以下</td><td>退院後365日時点：25.7%以下</td></tr> </table>	大阪府の実績（令和5年度）	都道府県の中央値（令和5年度）	退院後90日時点：9.2%以下	退院後90日時点：10.3%以下	退院後180日時点：15.4%以下	退院後180日時点：17.4%以下	退院後365日時点：23.3%以下	退院後365日時点：25.7%以下
大阪府の実績（令和5年度）	都道府県の中央値（令和5年度）								
退院後90日時点：9.2%以下	退院後90日時点：10.3%以下								
退院後180日時点：15.4%以下	退院後180日時点：17.4%以下								
退院後365日時点：23.3%以下	退院後365日時点：25.7%以下								

(4) 心のサポーター数【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和15年度末までに心のサポーター数が100万人となるよう、都道府県の将来人口を元に、目標設定することを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>令和11年度の心のサポーター数を37,191人以上とする。各市町村においては、この目標値を将来推計人口で按分した数値を下限に目標設定すること。</u>
<考え方> 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるために、差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの数を、目標値を設定する。	<u>目標値の設定について</u> 以下の手法により算出された国が示す指標により目標を設定する。 ・「日本の地域別将来推計人口令和5年推計」（国立社会保障・人口問題研究所）における令和12年と令和17年の推計人口を基に、推計人口が令和12年から令和17年まで等しく増減するものと仮定し、令和15年の各都道府県の人口を推計。 ・令和15年の推計人口により、100万人を按分し、令和15年度末に各都道府県が養成する数を算出。 ・各都道府県の令和6年度末実績を起点として、令和15年度末の目標に向けて各年度等しい数だけ心のサポーターを養成するものと仮定し、令和11年度末の心のサポーター数を算出。 なお、令和11年の推計人口については、国手法を参考に令和7年の人口と令和12年の推計人口を基に、推計人口が令和7年から12年まで等しく増減するものと仮定し、人口を推計する。

(5) 住民のこころの状態（K6）【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握にあたっては、K6という尺度を活用し、評価することを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>K6という尺度を活用し、評価する。</u>
<考え方> 地域の精神保健医療福祉体制の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することが望ましい。	<u>目標値の設定について</u> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握する。

3. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行者数、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）														
＜目標＞ 令和11年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和6年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和11年度中に令和6年度実績の1.14倍以上、概ね1.52倍以上、概ね1.67倍以上とする。 また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。	＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針を踏まえ、令和11年度中に、<u>就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和6年度実績の1.31倍以上とし、具体的には、就労移行支援事業については1.14倍以上、就労継続支援A型事業については1.52倍以上、就労継続支援B型事業については1.67倍以上とする。</u> また、就労移行支援事業所のうち、<u>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所については、大阪府の実情を踏まえて、国基準以上の6割以上とする。</u> 目標値の設定について 国の基本指針を踏まえ、次のとおり設定する。 ○ 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 <table><tr><td>・ 就労移行支援事業等</td><td>令和6年度実績：3,744人</td><td>令和11年度目標値（1.31倍）：4,905人</td></tr><tr><td>《内訳》・ 就労移行支援事業</td><td>令和6年度実績：1,910人</td><td>令和11年度目標値（1.14倍）：2,178人</td></tr><tr><td>・ 就労継続支援A型事業</td><td>令和6年度実績：966人</td><td>令和11年度目標値（1.52倍）：1,469人</td></tr><tr><td>・ 就労継続支援B型事業</td><td>令和6年度実績：744人</td><td>令和11年度目標値（1.67倍）：1,243人</td></tr></table> 大阪府の実情を踏まえ、次のとおり設定する。 ○ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 <table><tr><td>令和6年度実績：5.4割</td><td>令和11年度目標：6割</td></tr></table>	・ 就労移行支援事業等	令和6年度実績：3,744人	令和11年度目標値（1.31倍）：4,905人	《内訳》・ 就労移行支援事業	令和6年度実績：1,910人	令和11年度目標値（1.14倍）：2,178人	・ 就労継続支援A型事業	令和6年度実績：966人	令和11年度目標値（1.52倍）：1,469人	・ 就労継続支援B型事業	令和6年度実績：744人	令和11年度目標値（1.67倍）：1,243人	令和6年度実績：5.4割	令和11年度目標：6割
・ 就労移行支援事業等	令和6年度実績：3,744人	令和11年度目標値（1.31倍）：4,905人													
《内訳》・ 就労移行支援事業	令和6年度実績：1,910人	令和11年度目標値（1.14倍）：2,178人													
・ 就労継続支援A型事業	令和6年度実績：966人	令和11年度目標値（1.52倍）：1,469人													
・ 就労継続支援B型事業	令和6年度実績：744人	令和11年度目標値（1.67倍）：1,243人													
令和6年度実績：5.4割	令和11年度目標：6割														
＜考え方＞ 一般就労への移行における就労移行支援事業の取組をさらに進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げる。 令和8年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和11年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。															

(2) 就労定着支援事業の利用者数、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所、協議会を活用した取組みの推進

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 就労定着支援事業の利用者数については、令和11年度末の利用者数を令和6年度末実績の1.47倍以上とすることを基本とする。 就労定着率については、令和11年度中に就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。 また、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針を踏まえ、<u>就労定着支援事業の利用者数については、令和11年度末の利用者数を令和6年度末実績の1.47倍以上とする。</u> 就労定着率については、<u>令和11年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。</u> また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、<u>協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。（全市町村に設置）</u>
<考え方> 障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合）に係る目標値を設定する。 また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会等を設けて取組を進める。	目標値の設定について 国の指針を踏まえ、次のとおり設定する。 ○ 就労定着支援事業の利用者数 令和6年度実績：1,741人（※） 令和11年度目標（1.47倍）：2,560人 ○ 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 令和6年度実績：1割4分（※） 令和11年度目標：2割5分 ※国保連データ（令和7年3月）より 大阪府の実情を踏まえ、次のとおり設定する。 ○ 協議会（就労支援部会等）を活用した取組の推進 府内全市町村が、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。

(3) (自立支援) 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所の設置【新規】、就労選択支援事業の利用者数【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置することを基本とする。 また、就労選択支援を利用する障がい者の数を8万2千人以上とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針を踏まえ、<u>協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置する。</u> また、国基準と異なる目標設定であるが、<u>令和11年度の就労選択支援の利用者数を8,530人以上とする。</u> <u>各市町村においては、この目標値を就労移行支援及び就労継続支援の利用状況により按分した数値を下限に目標設定すること。</u>
<考え方> 就労選択支援の障がい種別にかかわらず積極的な利用を促すため、就労選択支援を提供できるよう体制確保に努める。 また、就労継続支援B型を利用する場合、令和9年4月より新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合に「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となるため、就労選択支援の積極的な利用を促す。	<u>目標値の設定について</u> 国の指針を踏まえ、次のとおり設定する。 ○ 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所の設置：37圏域 協議会の共同設置：豊能町・能勢町・河南町・太子町・千早赤阪村、泉大津市・忠岡町、泉佐野市・田尻町、阪南市・岬町 ○ 就労選択支援事業の利用者数 就労移行支援及び就労継続支援の利用実績をもとに、8万2千人を按分して、目標値を設定する。 ※就労選択支援事業の利用者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者を対象とすることから、就労移行支援及び就労継続支援の利用者数の合計によって割合を算出 $\text{目標値} = \frac{\text{大阪府内の就労移行支援及び就労継続支援の利用者数}}{\text{全国の就労移行支援及び就労継続支援の利用者数}} \times 82,000$

(4) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 就労継続支援B型の利用者数及び見込み量設定に際しては、工賃平均額の目標水準を設定することが望ましいとされている。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 大阪府の就労継続支援B型事業所における平均工賃月額令和11年度の目標の設定については、令和7年度の各事業所の工賃実績等を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。 各市町村においては、管内の就労継続支援B型事業所における令和7年度の工賃実績等を踏まえ、目標設定に協力すること。
<考え方> 都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障がい福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。	

4. 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備、効果的な支援体制及び連絡体制の構築、運用状況の検証・検討

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 令和11年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備する。 また、拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 大阪府においては、令和8年度末までにすべての市町村において地域生活支援拠点等の整備が完了する予定である。 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和11年度末までに、地域生活支援拠点等に、<u>拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置すること、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討すること</u>を基本とする。 <u>目標値の設定について</u> 拠点コーディネーターの配置や地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することで、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を更に進め、その機能強化を図っていく。 また、大阪府として市町村の検証及び検討の状況を取りまとめ、市町村担当者会議等で情報の共有を行う。
＜考え方＞ 障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実、また、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を更に進める。	

(2) 強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の整備

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 令和11年度末までに、強度行動障がい者を有する障がい者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備するため、以下のとおり目標を設定する。 ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施 ・各市町村又は圏域において、調査の結果に基づいた支援ニーズの実現に向けて、関係機関とのネットワークの構築を図りながら支援の実施 <u>目標値の設定について</u> 強度行動障がい者を有する障がい者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、行動上の課題が悪化するという実情を踏まえ、より早期の段階から適切な支援を継続的に提供する支援体制の整備を図る。
＜考え方＞ 強度行動障がい者を有する障がい者の支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要である。	

5. 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センター等の設置・整備及び連携、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保、

個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保、のぞまないセルフプラン【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末までに、すべての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備を行った上で連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、協議会において、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。 また、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>令和11年度末までの目標を次のとおり設定する。</u> ○ <u>基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備及び連携体制の構築</u> ⇒<u>すべての市町村</u> ○ <u>基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保</u> ⇒<u>すべての市町村</u> ○ <u>協議会において、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保</u> ⇒<u>すべての市町村</u> ○ <u>のぞまないセルフプランの件数</u> ⇒<u>ゼロにすることを基本として、市町村へ働きかける。</u> 府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組みを促進する。 <u>目標値の設定について</u> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、相談支援体制の充実・強化等を図る。
<考え方> 基幹相談支援センター等の連携、地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保、個別事例の検討を通じた障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保することにより、相談支援体制の充実・強化が期待される。 また、都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化を図る。	

6. 障がい福祉人材の確保・定着、ケア充実のための生産性向上

- (1) 相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修の実施、
 障がい福祉サービス事業者・相談支援事業者等に対する「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発及び研修の実施
 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】、
 ケア充実のための生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 都道府県において、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施する。また、障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する当該ガイドライン等を活用した研修を実施することを基本とする。 加えて、各都道府県において、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置すること、ケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善線に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、次のとおり設定する。 ○ <u>相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修</u> ⇒<u>研修の実施</u> ○ <u>障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発</u> <u>相談支援専門員等に対する「意思決定支援ガイドライン」等を活用した研修を実施</u> ⇒<u>普及啓発及び研修の実施</u> ○ <u>人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口</u> ⇒<u>ワンストップ窓口を設置</u> ○ <u>ケアの充実のための生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会</u> ⇒<u>協議会の設置およびワンストップ窓口との連携</u>
＜考え方＞ 障がい福祉人材の確保・定着を図ることは重要であり、都道府県は管内市町村と連携しつつ、地域のニーズを踏まえて計画的に専門人材を養成する必要がある。 また、各事業所における生産性向上の取組を推進する必要がある。	<u>目標値の設定について</u> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、地域のニーズを踏まえて計画的に専門人材の養成、各事業所における生産性向上の取組の推進を図る。

7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

(1) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築、障がい福祉サービス等情報公開制度における公表率及び更新率【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 令和11年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。 また、都道府県、指定都市又は中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を100%とすることを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ ○ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築 国の基本指針の趣旨を踏まえ、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を基に審査担当間の判断のばらつきや照会が多い項目を整理することにより、審査品質の均一化を図ることで、適正な事業運営ができるよう支援する。また、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、府において令和11年度末までの目標を以下のとおり設定する。 ・「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。 ・指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。 市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定すること。 ○ 障がい福祉サービス等情報公開制度における公表率及び更新率 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>管内事業所の情報の公表率及び更新率を100%とすることを基本とする。</u>
＜考え方＞ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組を通じて利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要である。 また、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスな選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障がい福祉サービス等情報公表制度において、各事業所の情報が適切に公表されることが重要である。	

■ 第4期障がい児福祉計画 成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）

【参考資料③】

1. 重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

（1）児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の確保【新規】、インクルージョン推進のための協議の場の設置【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 令和11年度末までに、各市町村において、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保することを基本とする。 また、令和11年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない）。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>令和11年度末までに、各市町村または圏域において、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保することを基本とする。</u>
＜考え方＞ 重層的な地域支援体制の構築をめざすため、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保する。 ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ② 地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能 ④ 地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能	また、<u>令和11年度末までに、インクルージョン推進のための協議の場について、大阪府及び各市町村において設置することを基本とする。</u>なお、市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても差し支えない。

2. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

(1) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保や新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制構築の推進

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 難聴児の早期発見・早期支援を総合的に推進するための計画については、引き続き、第6次大阪府障がい者計画（仮称）に位置づける（目標としては設定しない）。 国の基本指針の趣旨を踏まえ、「<u>大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例評価部会</u>」及び「<u>新生児聴覚検査推進体制検討会</u>」において、保健医療・福祉・教育等の難聴児支援関係機関が連携し、<u>新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の推進</u>を図る。 また、<u>大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点として、難聴児に係る切れ目ない支援体制の整備</u>を進める。
<考え方> 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。当該計画を障がい児福祉計画に盛り込む場合には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。	

3. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

(1) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、<u>令和11年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること</u>を基本とする。 なお、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す参考値を目安として設定すること。 重症心身障がい児の通所支援サービス確保にあたり、管内での確保が困難であり近隣地域の事業所を利用せざるを得ない場合は、事前に受入調整を行う等、確保に向けた取組を実施すること。 また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、重症心身障がい児を受け入れる体制を整備した障がい児通所支援事業所等の確保であっても差し支えない。
<考え方> 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、各市町村に1カ所以上確保することを基本とするが、圏域での確保であっても差し支えない。また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、地域の実情により、重症心身障がい児を受け入れる体制を整備した障がい児通所支援事業所等の確保であっても差し支えない。	

4. 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

(1) 医療的ケア児等支援に関する協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末までに、各都道府県において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場に医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。 また、令和11年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和11年度末までに、大阪府において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための<u>協議の場に大阪府医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。</u> また、令和11年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための<u>協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを地域の実情に応じて配置することを基本とする。</u> なお、設置済みの市町村においては、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を推進するため、協議の場を活性化すること。
<考え方> 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するが、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。	

5. 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

(1) 障がい児入所施設からの移行調整の協議の場の設置

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、当該児童が15歳に到達した時、遅滞なく、市町村、障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行調整を協議する「協議の場」を設け、円滑な移行調整を進める。 また、<u>指定都市及び児童相談所設置の中核市においては、関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるように目標を設定すること。</u>
<考え方> 障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置する。	

6. 障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

(1) 障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
<目標> 令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障がい児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。	<大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、<u>障がい児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保すること</u>を基本とする。
<考え方> 障がい児相談支援については、障がい者に対する相談支援と同様に、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、地域における多様な障がい児及びその家族を支援することが必要である。	

7. 強度行動障がいの状態にある児の支援のための体制の整備

(1) 強度行動障がいをする児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備【新規】

国の基本指針	第8期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
＜目標＞ 令和11年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障がいの状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和11年度末までに、<u>強度行動障がいの状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること</u>を基本とする。 また、指定都市は必要に応じて目標を設定すること。
＜考え方＞ 強度行動障がいの状態にある児の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要である。	

会 議 録

会 議 の 名 称		令和7年度（2025年度）第2回豊中市障害者施策推進協議会		
開 催 日 時		令和8年（2026年）3月30日（月曜日）14時00分～16時00分		
開 催 場 所		豊中市立地域共生センター西館 3階 大会議室	公 開 の 可 否	☒ 可・不可・一部不可
事 務 局		福祉部障害福祉課	傍 聴 者 数	5人
公開しなかった理由				
出席者	委 員	大谷会長、星屋副会長、河本委員、星名委員、六車委員、北野委員、寺本委員、井上委員、上田委員、小山委員、福本委員、矢本委員、岡田委員、長永委員 以上、14人		
	事 務 局	小野福祉部長、坂口福祉部次長、 （以下、障害福祉課） 森田課長、鳥山主幹、細貝主幹、阿部補佐、加藤副主幹、泉谷係長、酒井係長、東野係長、乗上、武智 （以下、おやこ保健課） 井上課長、橋爪係長、中越主査		
	そ の 他			
議 題		案件1．第8期豊中市障害福祉計画・第4期豊中市障害児福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書について 案件2．障害福祉センター運営検討部会の報告について 案件3．その他		
審議等の概要 （主な発言要旨）		別紙のとおり		

議事要旨

- 開会あいさつ
- 会長あいさつ
- 事務局より会議の留意事項ならびに配布資料の確認
- 事務局より会議公開の報告
- 会議成立報告

【案件１】第８期豊中市障害福祉計画・第４期豊中市障害児福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書について

（事務局）

- ・案件１について説明。

（会長）

- ・案件１について質問はあるか。

（委員）

- ・27 ページの 18 歳以上の障害福祉サービス利用者の「役所で手続きするときや公共施設を使うとき」について、前回よりも差別を受けた場面があるという回答が増えている。３年前より色々な取組が進んでいるが、これについて事務局の考えを教えてほしい。

（事務局）

- ・３年前と比較して、確かに障害者差別解消に関する取組は進めていることがまず一点ある。本市の取組としては、障害者差別解消に関する相談は市役所で承り、その内容について障害者差別解消支援地域協議会の相談事例部会でご意見をいただき、さらにその内容を障害者差別解消支援地域協議会の代表者会議でお示しし、委員の皆さまからご意見をいただいて、今後の取組につなげていくことにしている。今年度の事例で言えば、行政機関または市役所内部での事例もあり、委員の皆さまにご意見をいただいているところになる。単純に差別を受けた経験について、状況が悪くなったという評価ももちろん考えられるが、障害者差別とは何かが認知された点については、少しずつ進んでいると認識している。

（会長）

- ・ご質問は３年経って前よりも差別とを感じる市民が増えている点についてどうか、という趣旨だったと思う。それをどう見るかという視点で考えてみたい。調査は、同じ方に実施しているわけではない。さまざまな人に問うているので、そのあたりの認識の仕方が随分異なることが、まず一点ある。虐待は特にそうだが、大阪は１０年間全国一位である。私はあまり感心しないが、市民の意識が高くなったからそれだけ増えていると捉える方もいる。施策も講じているが、なかなか難しいところもあると思う。それをどのように評価するかが一つのポイントになる。豊中市としては、障害者差別解消支援地域協議会で事象については取り組んできた。そういう意味では、障害者差別解消支援地域協議会そのものが組織されていない自治体もあるので、先進的に取り上げながら前に進めている側面もあると考えている。色々な意見があると思うが、そういうご理解でよろしいか。

（委員）

- ・キャッチするほうの市民なり障害の方が、このように捉えている。そのあたりの認識の違いを、センシティブに考えてほしい。

(事務局)

- ・公共の場での差別について、本市の取組に先ほど触れていなかった。本市では、障害者差別解消に関わる職員対応要領を障害者差別解消法施行と同時に制定している。障害者差別解消法の見直しの度に検証をして、新たな改正も行っているところである。また、公共の場で豊中市職員がいかに差別事象に対して気付きのキャッチをするか、障害のある市民の方への窓口対応についての対応要領は、あらゆる機会を捉えて周知している。例えば今年度は、職員研修以外で人事課と連携し、職員が見聞きする人材育成だよりへの掲載、また、管理職になった時の人事課が発行するガイドブックに掲載する等の取組も進めているところである。

(会長)

- ・他にあるか。

(副会長)

- ・報告いただいたのは、厚い冊子の中のごく一部になる。中身を全て掌握されているかといえば、そうでもない。そういう意味では、皆さんからもっと質問なり意見があって然るべきだと思う。
- ・先日、障害者差別解消支援地域協議会代表者会議があり、その中でも色々と協議されていた。実際にその協議会の中で事例検討に基づいて色々な形で進めているが、ここに出てくるのは本当に生の意見だと思う。それと同時に、まだ幼児の方は自分が差別を受けたかどうか発信しにくい。実際には、この数字はもっと大きいのではないか。
- ・今回新しく施設入所者のアンケートがある。これも大きな数字だと思う。施設入所で、これだけの人が差別を受けている。そういう意味では、差別の問題一つとっても大きな数字であると思う。もっといろいろ細かく聞きたいという意見があって然るべき。
- ・「差別を受けた」中で、例えば差別として認定された、または届け出した数字は、どの程度あるのか。今回は、ただ感じたことを記入している。そういう点もわかるようになれば、もっと実態が把握できるのではないか。

(会長)

- ・他にあるか。

(委員)

- ・施設入所者に関する調査は、すごく貴重な調査だと思う。例えば資料2のアンケート報告書の113ページに、かなり生々しいデータが出ている。「この3年において、あなたは障害や難病があることで嫌な思いをしたり、差別や偏見を受けたりしたことがありますか」という設問があるが、まず障害を持つ方が施設に入る前に施設で起きていることは、差別・偏見より虐待である。しかし、露骨に虐待を受けていますとは言いにくい。入所年数別で5年未満の方は虐待を受けたことが「ときどきある」の数値が高い。ところが、5年を超えて20年まで暮らしていると、「ときどきある」は4.1%、20年以上の方は1.4%になる。長くいる人ほどこの数値が下がっていることをどう解釈すべきか難しい問題である。普通の市民生活を送っていて施設に入り、施設で受けている待遇・支援に対して嫌な思いをする方がはじめはいるが、長期間いるほど慣れてしまい、そうい

うことが当たり前に思ってしまうと解釈できる可能性が高い。そのあたりも含めて、我々はこれからどのようにこれを考えていけば良いか、検討願いたい。

(会長)

- ・施設入所者は豊中市では悉皆調査、つまり全数調査しており、同じ方に対する経年変化がわかる。入所年数が長い方が逆に差別に対する嫌な思いが低くなっていることをどう考えていくか。

(委員)

- ・これは私の解釈、意見としてもらえれば結構である。

(会長)

- ・アンケートを送って、施設職員の方に書いてもらうことになる。そうすると、直接問題があると言にくい、あるいは抑えざるを得ない環境もあるのではないかな。それも検討課題として、施設の方をお願いすることはやむを得ないところもあるが、できれば何%かは直接聞き取りに出かけてヒアリングすることを考えても良いのではないかな。ご指摘について、今後活かしてほしい。

(委員)

- ・施設入所者アンケートは、今言ったような文言は言いにくいと思う。自分も10年も15年も前に入所していた。地域に帰るプログラムがあって頑張ったが、施設職員になかなか言えないことも多かった。個人的には、この項目には疑いを感じてしまう。

(会長)

- ・検討課題として議論を進めてもらいたい。

(委員)

- ・施設入所者は、職員からに限らず差別されたような気持ちになってしまう出来事があると、それだけで生活が一変してしまう。精神にも感受性の強い人が多いので、そういうふうに思わせるような何かが、本人の思い込みだけじゃなくてある。それを言葉にして、相談にのってもらえる環境を普段から作ってもらえると、当事者としては救われるのではないかな。

(会長)

- ・いわゆる社会意識、そのあたりの人権をしっかり捉えて、対応を考えていく必要があるというご指摘だと思う。

(委員)

- ・概要12ページ《充実が必要だと思う施策やサービス》の「学校の基礎的な環境整備・合理的配慮」の項目について、説明があった。48.5%から37.7%に下がったのは、恐らく通級ができたこと、OTが年に2回入ったこと、支援教育サポーター等の実質的な支援が入ったからだろうとのことだが、実際本当にそうなのか。現場は、合理的配慮が必要な子が増えている。愛着障害もあり、配慮が必要なケースもある。1クラスに2～3人程度の想定で施策は動いているのかもしれないが、実際蓋を開けたら半分ぐらい合理的配慮が必要な子がいる。そういう中で、恐らくこの施策が上手くいったみたいな説明は、そんなに単純な話しでもなさそうだなと思いながら聞いていた。

(会長)

- ・要望というか、ご意見として伺っておいてよろしいかな。

(委員)

- ・結構である。

(会長)

- ・ノーマライゼーション、共生教育で、そのような配慮もしながら進めているとのことだが、実態はそれだけではないのではないか、というご指摘である。昨年、医療的ケア、子どもの養育支援に対する法律ができたが、子どもはいつか大人になる。大人も含めた重症心身障害の支援が、今後拡大する。そうすると合理的配慮の仕組み、意思決定支援、その方の思いをどう捉えていくか、その視点は欠かせない。昨年末の社会保障審議会の部会でも、権利擁護、意思決定支援の配慮事項が大事であると明文化された。一人ひとり違うので、意思決定を支援する仕組みのありようが求められてきている。教育においても、一人ひとりを大切にする点で、主に意思決定をどうサポートしていくか。自閉症児のパンフレットに入れていただいたが、発達障害のある子一人ひとりがどう皆と一緒に学校の中で学ぶかは、やはり欠かせない視点だろうと思う。そういう点を踏まえて、社会全体がそうならいけば良いというご指摘だった。

【案件２】障害福祉センター運営検討部会の報告について

(事務局)

- ・案件２について説明。

(会長)

- ・案件２について質問はあるか。

(委員)

- ・報告にもあった、ひまわりの講座に私も参加している。有意義なもので、障害者にとってはなくてはならないものだと思う。なくすことなく続けてほしい。
- ・手話カフェが好評だったということで、これも一回限りではなく続けてほしい。

(会長)

- ・豊中市は手話言語条例アクションプランも作成し、こういうカフェ活動もされている。それぞれの機関で相談も含めてカフェ活動が一般化すれば、大変有難い。
- ・全体を通して何かあるか。

(委員)

- ・今私は、公立中学校で働いている。このアンケートを見て、やはり小さい頃から一緒に暮らしていくことが差別や偏見をなくしていくと実感した。こども園、小中学校の取組はすごく大事で、それが社会に反映していくと感じたので、これからも頑張っていきたい。

(委員（ヘルパー）)

- ・障害をお持ちの方で自転車に乗られる方もたくさんおられる。ご存知のとおり、４月から改正されたルールがややこしい。それが心配である。

(委員)

- ・最近電車に乗って感じていることは、私達を見かけると席を譲ってくださる方がとても増えた。

(委員)

- ・ひまわりに事前登録してサポートしてもらえるのは安心だが、精神障害の場合はまだまだ偏見があり、他の障害者の方は受けられないような差別を受けている。それでひた隠しにして、自分は障害者じゃないという意識の当事者が多く、なかなか医療にもつながらない。家族会の中でもそうい

う方が多く、話を聞くと一番深刻である。こういう事前登録は、精神障害者の場合は難しい。災害が起きた場合、民生委員が独り暮らし高齢者のサポートをしてくれるものができたとテレビの報道で見たが、消防署の職員が個人情報を出させた事件があった。事前登録した場合、福祉サービスを提供している施設側も、全然違う福祉サービスを提供している事業所も把握することになると思うので、個人情報に関してすごくデリケートに考えている。

(会長)

- ・地域生活支援拠点事業があることを、豊中市民に知らしめないといけない。利用する・しないは個人の問題だが、知らしめる責任は公にある。災害救助法が改正され、災害基本法・災害救助法ともに福祉サービスがその一翼を担うという一文が入っている。緊急の時も含めて、そういう制度があることを知らしめることにもつながっていけば良い。

(委員)

- ・概要版 27 ページについて、ご指摘があった。アンケート調査の受け取り方、あるいは母数、それによって答えが変わってくるのはよくわかる。18 歳以上の障害福祉サービス未利用者で、例えば「福祉サービスを利用するとき」「医療を受けるとき」「役所で手続きするときや公共施設を使うとき」「公共交通機関を利用するとき」「ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき」、いわゆる何らかの利用するところに関して、今回調査でいずれもかなり増えている。他の項目、あるいは他のカテゴリーの方々は、こういったことがほとんどない。未利用者の方だけがこれだけ色々なことを感じておられる。理由があるのかなのか、あるいは受け取り方の問題もあるのだろうか、今後どう改善していくか検討が必要だと思う。

(委員)

- ・事業所を代表して座っている。我々の立場から言うと、働ける場所作りというよりも、働きたい場所にしないとけない。7 月から障害者雇用を 2.7%にするとか、どうしても数字の話になる。ついこの前も、女性管理者 30%とか、男性の育休を 100%にしろとか。数字は単純な手段で、本当の目的はその先にある。そこを外すと、議論がおかしくなる。立場上、色々な審議会に参加している。色々なところでアンケートを実施しているが、対象の方が結構被っている。もう少し広く、横割りの発想ができないものかと思う。
- ・アンケートの意味は効果測定でもある。施策に取り入れたり、次の施策を考えたり、施策を改善したりするためにあると思う。現れた課題は何か、その課題を去年はどう解決したのか、新たな課題はここであるから次の施策にはどう活かしていくか等を見せてもらえると、もう少し意見が言いやすくなると感じた。

(会長)

- ・これはあくまでも一里塚で、次年度から策定委員会を開催する。その基礎資料とご理解いただきたい。その上でご意見、エッセンスを皆さんからいただいて、さらに良い施策を立ち上げることがポイントになる。

(委員)

- ・自立支援協議会としても、部会を作って検証していけば。考え方が広まっているかと言うと、まだまだ伝わっていないと実感している。

- ・イタリアで色々な人に会ってきた。精神病院や学校も見てきた。イタリアにも支援学校はあるが、国内に 27 校しかない。日本よりも少し小さい面積で 27 校、日本でいうと都道府県に 1 校以下くらいの割合である。小学校、中学校、高校には色々な障害の子がいた。知的発達の子も同じ教室に机があり、しんどくなった時に休める教室もあった。なおかつ、だいたい 20 人学級だった。精神病院も各州によって違うが、入院病床がない。多くても 2 週間以内の制限で、その先にはグループホームや、1 か月以内に入院できる病院がある州もあったが、1 か月以内に精神保健局が動いて家を探す。豊中で言うと、居住支援協議会みたいなものが、すごく頑張って家を探している。精神保健の法律が整っていると感じた。
- ・福祉サービスが事業になり、なかには悪いことをしている事業所も耳にする。もっとアピールしていかないと、どんどん障害者が目立たなくなって、先細りになっていく。大阪府が学校を作ろうとしている。それに向かって色々な考えはあるが、疑問に思うことも大事だと思う。インクルーシブな社会が、日本人でもイタリア人でもどこの国でもやろうと思えばできるのではないかと感じた。

(委員)

- ・いつも遠くに座っていて委員の意見を聞き取れないところがあった。今隣に座らせていただいて、おっしゃることが良くわかった。

(副会長)

- ・今、委員から大変重い話があり、これは実際共感できる問題だと思う。私も重度の障害を持つ親として、重く受け止める。
- ・アンケートで毎回気にしているのは、相談支援体制の問題点である。相談したことがないというよりも相談する場所がわからない、また、相談を受け入れる看板の表示等がなく、そのために相談ができない。これが今までサービスを受けている人・受けていない人、また、18 歳未満の人で数字が変わってくる。18 歳未満の障害児は、相談する場所がわからない、どこにあるか知らない数のウェイトが高い。これは、非常に心配である。それと、相談できる事業所や体制は多い。学校はじめ職場、また事業所において等、色々なところで障害に関わらず相談を受けられるところはたくさんあるが、必要な人に見えていないことがこの数字の中に出てきている。障害者の場合、相談支援体制が一番大事だと思う。親亡き後も、相談支援体制は重要な位置を占めてくる。その中で、毎回こういう内容が出てくるのが気になる。福祉計画策定の段階で、このアンケートから出てくる課題は多いと思う。それらをどういう形で拾っていくかは、重要な課題だと思う。

(委員)

- ・ずっと聞いていて思ったのは、狭間の人があがってこない。相談支援にたどり着くのが非常に大変で、A I やシステムはできても、身を寄せる言葉がけのところが無い。狭間の人達が、このアンケートに出てきたと思う。そういう意味では、豊中市だからこの重たいテーマに臨めると思う。

(委員)

- ・アンケートとは違うが、疑問がある。周りから見て障害がわからない人に渡すキーホルダー、赤色のハートのものがあると思う。以前ニュースか何かで見たが、中国人の旅行会社の方が配って、それを持っていると皆に親切にしてもらえようだと聞いたことがある。それは本当か。申請の仕方はどうなっているのか。

(事務局)

- ・ヘルプマークは、豊中市では、市役所とひまわり、保健所、すこやかプラザ、千里コラボ等で配布している。配布方法は、基本的には各建物の窓口に来ていただいて、マークの趣旨や使い方を直接説明しており、不特定多数の方に配布する形では行っていない。ただ、当事者の方の状況によっては、ご本人様が窓口にお見えになることが難しい現状もあり、代理の方や支援に入っている障害福祉サービス事業所の方等が取りに来ることもある。そのあたりは、個別に事情をお伺いしながら対応している。マーク自体は、一定周知が図られてきており、電車の中で声かけてもらえる等はあるかもしれない。本市としては、あくまで外見からわからない方に支援が必要な場合に、周りの人に知っていただきたいという意思表示のものとして取り扱っている。ヘルプマークは、大阪府が作成を一元的に担っており、各市役所の窓口等での配布を行っている。

(会長)

- ・その方よりもむしろ「私が助けます」というマークをつけていると、声をかけてもらいやすい。ご本人が求める場合もあるし、周りが見て助ける、そういうのがもう一つあれば良いと個人的には思う。

(委員)

- ・ヘルプマークは、大阪府だけで兵庫県とか近畿圏ではないのか。大阪府の事業か。

(事務局)

- ・大阪府が一元的に作成して各自治体の窓口で配布している。全て網羅しているわけではないが、材質等が若干作っている都道府県によって違うと聞いている。

(委員)

- ・兵庫県とかでもヘルプマークは持っておられるのか。

(事務局)

- ・全国で配布されている。

(委員)

- ・このアンケート結果は、次年度にかけてどうしていくか、あくまでベースだとおっしゃった。サービスを利用していない方が、利用していないにも関わらず何故差別を受けていると感じるのか、疑問に思っていた。サービスを受けていない人は、必要を感じないという回答が 50.4%ある。半数以上の方が必要を感じない中で、でも差別は受けているという気持ちをお持ちということで、どうしてサービスを受けないのか等、また次年度以降聞かせてもらいたいと思う。

(委員)

- ・東京で厚労省の事務次官の方と議論した。障害の予算をどうするか、かなり厳しいものが財務省からきているようである。彼が言うには、大阪で就A、就Bのトラブルがあった、つまり無駄なお金を使っている一部の事業者があるのではないかと。厚労省は、本当に必要なものについてはきっちりつけるつもりだが、一方で無駄なお金が動いているとすれば、それは抑える必要があるとおっしゃった。福祉サービス事業者のサービスの質の評価を今後どうしていくのかがある意味では最大の問題で、いわゆる営利事業者、営利法人だったらダメ、社会福祉法人なら良いというだけでは済まない。営利法人の中にも熱心なところもあれば、一方で長い間やっておられてサービスの質が担保できていない一部の社会福祉法人があることも事実である。全体のサービスの質を

担保して、そこを評価しながら必要な予算をきっちり獲得していくことが、我々にとって大きな議題になる。厚労省もこれだという絶対的な案は持っていないが、来年度に新しい3年の計画を立てる時に単価問題も出る。これから予算の要求なり、サービスの質の担保を踏まえながら、良い支援計画を作っていかなければならないと考えている。

(会長)

- ・ちょうど福祉サービスの曲がり角だと思う。特に、福祉と言われていたものが金儲けの手段に使われてきている。一部だがそういうところもあるし、実際の網の目でいうと灰色の部分が一般就労になる。就労問題を考えるにしても、皆と一緒に会社で働くのと、特例子会社、いわゆる企業の雇用就労の雇用率は2.7%に上がる。そうすると、その人数分の障害者、そういう障害者ばかりを集めてそこにお金を落として雇用率を満たすことになれば、別にそれが法に触れるわけではないので、そういうところが増えてくる。雇用の形態も網の目というとおかしいが、上手くすり抜けていく灰色の部分がどうしても出てくる。そこをついてくることも、一つこれから考えていかないといけないポイントになる。福祉サービスも、今は福祉経営である。我々の学んだ時は、公的なものなのでそれを適切に使う運営管理だけが問題だったが、今は人件費も従業員も含めて報酬単価という形で示される。法律的に進める名目でそういうやり方を行う、新聞紙上を賑わせているような就労支援A型、移行のところが出てきている。委員がおっしゃっているような質のところが、一つこれから大きな課題になっていくと思う。

【案件3】その他

(事務局)

- ・次回開催日程案内（未定）

以上

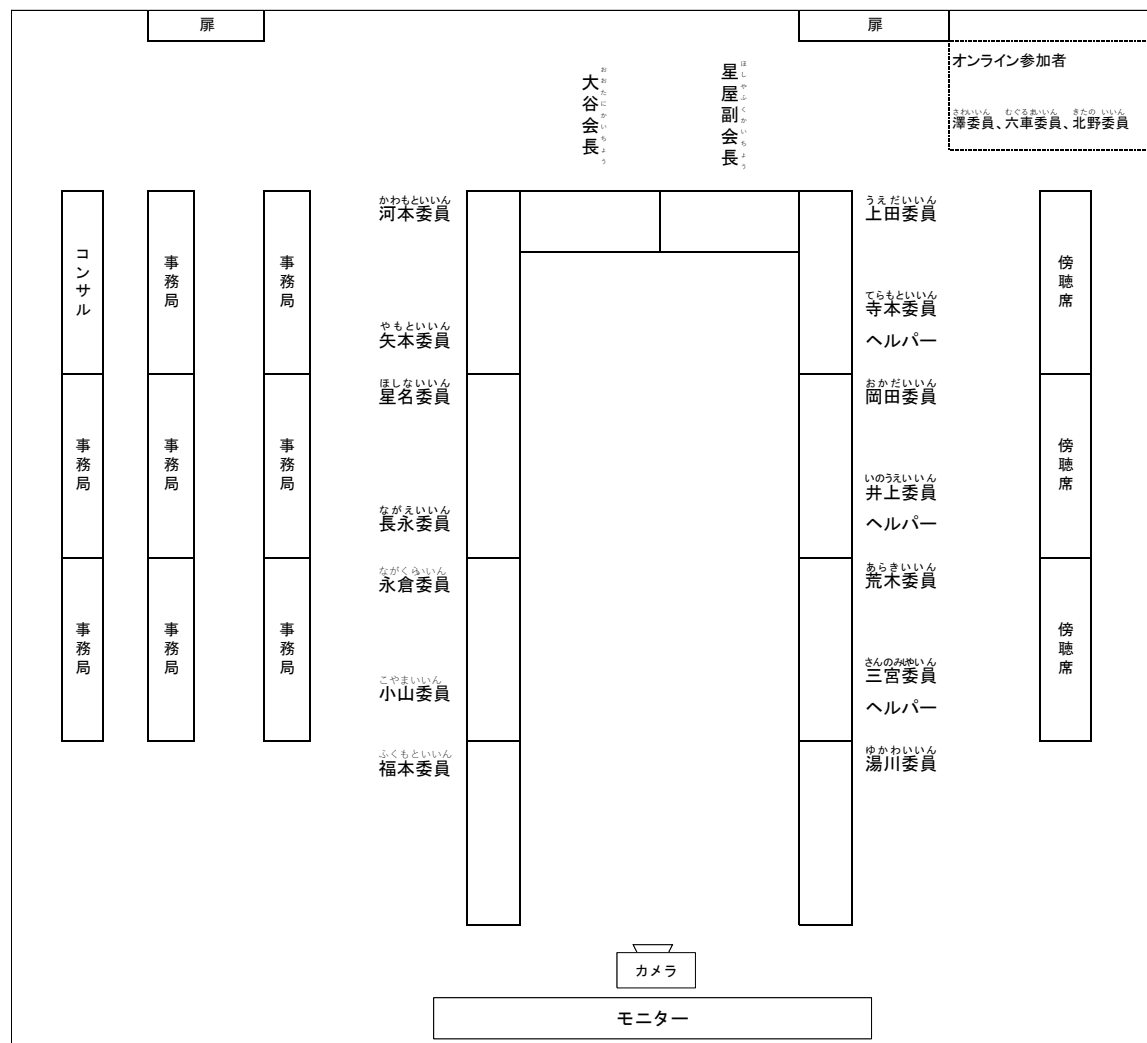
令和 8 年度第 1 回豊中市障害者施策推進協議会委員名簿

区分		氏 名	備 考
学 識 経 験 者	会長	大谷 悟	大阪体育大学健康福祉学部健康福祉学科 元教授
		河本 良昭	豊中商工会議所 副会頭
		矢本 千夏	連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会 特別幹事
		澤 滋	豊中精神保健福祉協議会 理事
		横井 葉子	豊中市医師会 副会長
		星名 拓治	豊中市歯科医師会 専務理事
		六車 浩司	豊中市薬剤師会 理事
		北野 誠一	西宮市社会福祉協議会 共生のまちづくり研究・研修所 所長
障 害 者 ・ 障 害 者 の 福 祉 に 関 す る 事 業 に 従 事 す る 者		寺本 美代子	豊中市身体障害者福祉会 会長
		井上 吉彦	国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議 事務局員
		岡田 淳	豊中精神障害者当事者会HOTTO 代表
		三宮 啓司	障害児者を守る豊中連絡協議会
		荒木 龍三	豊中市発達障害者の家族の会（一步の会）会員
		湯川 英典	豊中難病患者連絡会 代表
	副会長	星屋 好武	豊中市手をつなぐ育成会 会長
		長永 幸子	豊中市精神障害者家族会ゆたか会 会長
		上田 哲郎	豊中市障害者自立支援協議会 会長
市 民		小山 直樹	公募委員
		福本 優子	公募委員
行 政		永倉 あかり	池田公共職業安定所 所長

令和 8 年度（2026年度）第 1 回豊中市障害者施策推進協議会 座席表

日時：令和 8 年（2026年）6 月 2 2 日（月）
午後 2 時から

場所：豊中市立地域共生センター西館 大会議室



○豊中市障害者施策推進協議会条例

昭和 47 年 4 月 1 日

条例第 36 号

改正 平成 6 年 4 月 1 日条例第 13 号

平成 14 年 4 月 1 日条例第 13 号

平成 17 年 4 月 13 日条例第 40 号

平成 19 年 3 月 23 日条例第 1 号

平成 24 年 3 月 30 日条例第 22 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、豊中市に障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員

3 前項第 4 号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、第 2 項第 4 号の委員を除き、再任されることができる。

(臨時委員)

第 3 条 協議会に特別の事項を調査審議させるため、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が

その職務を代理する。

(委任規定)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月1日条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定（「第30条第3項」を「第30条第4項」に、「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。）、第2条の改正規定及び次項の規定の施行期日は、市規則で定める。

〔平成6年5月規則第20号により、平成6年6月1日から施行〕

- 2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成14年4月1日条例第13号）

この条例は、平成14年9月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月13日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第22号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に規定する規定の施行の日から施行する。

○豊中市障害者施策推進協議会規則

昭和 47 年 4 月 1 日

規則第 34 号

改正 昭和 51 年 5 月 1 日規則第 28 号

昭和 58 年 5 月 2 日規則第 19 号

平成 3 年 5 月 1 日規則第 21 号

平成 6 年 5 月 30 日規則第 21 号

平成 15 年 4 月 1 日規則第 11 号

平成 19 年 3 月 23 日規則第 1 号

平成 24 年 2 月 15 日規則第 4 号

平成 24 年 9 月 28 日規則第 126 号

平成 27 年 3 月 25 日規則第 20 号

平成 31 年 3 月 22 日規則第 33 号

第 1 条 この規則は、豊中市障害者施策推進協議会条例（昭和 47 年豊中市条例第 36 号）
第 5 条の規定に基づき、豊中市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の議事
その他必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が
出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する
ところによる。

第 3 条 協議会が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を協議会に報告しなければならない。

第 4 条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、協議会又は部会の議事に関係のあ
る者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第 5 条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

第 6 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則施行後最初に招集される協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行なう。

附 則（昭和 51 年 5 月 1 日規則第 28 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 5 月 2 日規則第 19 号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 5 月 1 日規則第 21 号抄）

- 1 この規則は、平成 3 年 5 月 7 日から施行する。

附 則（平成 6 年 5 月 30 日規則第 21 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

- 2 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成 15 年 4 月 1 日規則第 11 号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 15 日規則第 4 号抄）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日規則第 126 号）

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 20 号抄）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日規則第 33 号抄）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。